ふるかわし しだぐん まつやままち さんぼんぎちょう かしまだいまち

宮城県古川市・志田郡松山町・同郡三本木町・同郡鹿島台町・

たまつくりぐん いわでやままち なるこちょう とおだぐん たじりちょう

玉造郡岩出山町・同郡鳴子町・遠田郡田尻町の合併

【新市の概要】

1 新市名

おおさきし大崎市

2 合併の方式

古川市,志田郡松山町,同郡三本木町,同郡鹿島台町,玉造郡岩出山町,同郡鳴子町及び遠田郡田尻町を廃し,その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

3 廃置分合予定日

平成18年3月31日

4 新市の人口,面積

市町村名	住基人口(人)	国調人口(人)	面積(k m²)	人口密度
	(H16.4.1)	(H12)	(H15 国土地理院)	(人/km²)
古川市	73,337	72,897	134.14	5 4 6 . 7 2
松山町	7,122	7,072	30.10	236.61
三本木町	8,581	8,411	44.63	192.27
鹿島台町	13,856	14,058	54.05	256.36
岩出山町	13,941	14,169	140.70	99.08
鳴子町	8,935	9,289	3 2 7 . 5 5	27.28
田尻町	13,289	13,417	65.59	202.61
大崎市	139,061	139,313	796.76	174.53

5 合併の特徴

(1)事務所の位置

現在の古川市役所の位置(古川市七日町1-1)とする。

(2)議会議員の取扱い

地方自治法第91条第1項に定める新市の議会議員の定数は,34人とする。 ただし,市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定(定数特例)を適用し,新市の設置後最初に行われる選挙により選出される議会議員の任期に相当す る期間に限り,53人とする。

(3)農業委員会の取扱い

農業委員会法第34条第1項の規定を適用し,新市に,1市6町に設置されていた農業委員会の区域をその区域とする7つの農業委員会を置く。

7つの農業委員会は、平成18年7月20日をもって、古川市、岩出山町及び鳴子町をその区域とする農業委員会並びに松山町、三本木町、鹿島台町及び田尻町をその区域とする農業委員会の2つに統合するものとし、選挙による委員の定数をそれぞれ30人及び29人とする。

新市の農業委員会は,平成20年を目標に1つに統合するものとし,新市において調整する。

(4)地方税の取扱い

地方税について,1市6町で差異がないものは現行のとおりとし,差違があるものについては,次のとおりとする。

法人市民税の法人税割は,14.7%(制限税率)とする。ただし,松山町・三本木町・鹿島台町・岩出山町・鳴子町・田尻町に所在する法人事務所に係る税率は,合併日及び平成18年度13.5%,平成19年度13.9%とする。都市計画税の税率については,0.3%とする。ただし,平成18年度から3年間は,現在設定されている税率を適用する不均一課税とする。また,合併前に用途指定のある区域で,現在課税されていない地域に係る税率は,3年間で調整を図る。

入湯税については,鳴子町の例による。

(5)地域審議会

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年3月29日法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会は設置しない。

ただし,その期待される役割を兼ねる地域自治組織を設置することで,合併時までに検討する。

6 合併の経緯

H15. 2.28	「大崎地方合併推進協議会(任意協議会)」設立			
H15. 3.17	合併重点支援地域に指定			
H15. 7. 1	「大崎地方合併協議会(法定協議会)」設立			
H15.12. 5	第8回協議会において,新市の名称が「大崎市」に決定			
H16. 3.28	第 14 回協議会において ,「合併の期日」を平成 17 年 4 月 1 日とすることを承認			
H16. 4.17	第 16 回協議会において,「新市建設計画」が承認されたことにより,全協定項目を承認			
H16. 8.21	合併協定調印式			
H16. 9. 1	廃置分合申請議案を,古川市議会は否決,6町議会は可決			
H16.12.19	第 29 回協議会において,合併の期日を平成 18 年 3 月 31 日に変更することを承認			
H17. 1. 8	第 30 回協議会において ,「11 項目の協定項目内容の変更」と「新市建設計画の変更」を承認			
H17. 1.13	合併協定調印式(変更合併協定調印書)			
H17.1.18 • 19	廃置分合関連議案に係る1市6町議会の議決			
H17.1.21	宮城県知事へ廃置分合申請書を提出			
H17.3(予定)	廃置分合に係る宮城県議会の議決			
H17.3(予定)	宮城県知事による廃置分合の決定			

7 議員の定数について

議	員 定 数	定数特例		
	現在の各市町の定数	古川市	26人	
		松山町	16人	
		三本木町	16人	
		鹿島台町	18人	
		岩出山町	2 0 人	
		鳴子町	16人	
		田尻町	2 0 人	
		計	132人	
	特例中の定数	古川市	2 2 人	
	(新市の設置後最初に行われる	松山町	4人	
	選挙に限り,公職選挙法第15条	三本木町	4人	
	第6項及び公職選挙法施行令第	鹿島台町	6人	
	9条の規定を適用し , 合併前の関	岩出山町	6人	
	係市町の区域ごとに選挙区を設	鳴子町	5人	
	ける)	田尻町	6人	
		計	5 3人	
	特例期間後の条例定数	3 4人		